

最蓮房あて御書の一考察

——立正観抄・同送状——

中 條 暁 秀

(一) はじめに

宗祖の遺文には、法然の念仏及び慈覚・智証等の台密学説に対する破折は頗る多いが、中古天台義に批判言及された遺文は比較的少ない。と同時に、中古天台義に言及された遺文は、いかなる理由によるものであろうか、最蓮房に送られた遺文に多くあらわれている。他にもないわけではないが、主要なものは最蓮房あて御書によって占められているといっても過言ではない。

なお拙稿は、最蓮房あて御書中、身延山久遠寺に蔵され、身延三世日進の写本が現存する『立正観抄』・『同送状』について、少しく思うところを述べてみたい。

(二) 最蓮房の伝

最蓮房は京都に生まれ、十七才で出家、天台の学僧で、生来病弱にもかかわらず極めて道念堅固・信行嚴肅の人であったという。そして、宗祖より先に何らかの原因で佐渡に配流となっていたようである。その佐渡で宗祖に値遇し

最蓮房あて御書の一考察(中條)

最蓮房あて御書の一考察(中條)

て弟子となり、諱を日淨と賜ったという。宗祖が文永一二年(一二七四)春赦免されて後、翌建治元年(一二七五)に赦されて、京都あるいは身延に帰ったものという。

以上が最蓮房の伝の素描である。しかし、ここで問題となるのが、佐渡を引き揚げてからの動静である。以下この点について少しく述べることにする。

まず当時の宗祖は身延在任の時であるから、最蓮房は身延に直行し、下山に居住して、宗祖に師事したという説である。すなわち、現在の身延町下山の長栄山本國寺はその居住の地というのが一般に知られるところである。その拠るは、⁽²⁾ 点について少しく述べることにする。

延慶元 戊申 歳四月十八日⁽³⁾

と記され、この地に入寂した旨を伝えている。

次に身延へは行かず、直ちに京都に帰り、そこで遷化したという説である。この説の典拠は、文永一二年(一二七五)二月二十八日の最蓮房あての『立正観抄送状』の冒頭に記される

今度御使誠御志之程頭候了。又種々御志慥給候了。⁽⁴⁾

という一節による。この文永一二年は改元(四月改元)して建治に当り、最蓮房が赦を待て佐渡から帰った年である。⁽⁵⁾ とすると、この使は恐らく京都から遣わされたものであろうから、最蓮房は京都に在任していたものと思われる。

したがって、『立正観抄』もまた京都へ送られたものと見て差し支えなからう。その裏付けとして、身延三世日進の『立正観抄』写本の奥書が注目に価する。⁽⁶⁾ 幾つかの解釈を生む奥書であるので後に詳述するが、今その一つを紹介すれば、要するに「正中二年三月京都三條京極で最蓮房が所持していた宗祖御自筆の立正観抄を、ある人がこれを写し

た。今日進が同じ年の十二月廿日に転写した。それを元徳二年卯月中旬に身延山に於て再び写し直した。」との見解にしたがえば、文永一年宗祖が自書し、最蓮房へ授けた『立正観抄』が、それから五十二年目の正中二年（一三二五）に京都にあったと考えられるから、佐渡から赦された最蓮房は京に帰って在住し、そこで入寂したものではないかという説である。

ところで、筆者の独断的な感想を述べるとするならば、最蓮房は恐らく宗祖在世中は京都に、そして、滅後はご給仕のため祖廟参拝を日課として、身延に住されたものではないかと想像するものである。

周知のように、明確な史料が乏しいため、諸説入り雑って未詳の部分が多い。よって古来から架空の人物、實在の人と論義の喧しかったところであるが、影山堯雄先生の「最蓮房について」⁽⁷⁾・『日蓮宗布教の研究』⁽⁸⁾、宮崎英修先生の『不受不施派の源流と展開』⁽⁹⁾・『日蓮宗の祈禱法』⁽¹⁰⁾中において明言されておられるごとく、實在の人物であることは間違いのないところであらう。⁽¹¹⁾

(三) 最蓮房あて御書十二篇

最蓮房にあてられた遺文は諸説あつて一様ではない。今、定遺にしたがって明らかに最蓮房あての御書と認められるものを摘出してみると、次の通りである。

番号	定遺番号	書名	異称	祖寿	系	年	著作地	真蹟	古写	本	録内外その他	定遺	頁数
1	九五	生死一大事血脈抄		51	文永九、二、一一	一一	佐渡 塚原				外	五二二	五二四
2	九七	草木成仏口決		51	文永九、二、二〇	二〇	同				外	五三二	五三四

最蓮房あて御書の一考察(中條)

最蓮房あて御書の一考察（中條）

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
統 40	統 39	一 六 五	一 五 八	一 三 五	一 三 四	一 二 二	一 一 五	一 〇 三	一 〇 二
十八 円 満 抄	当 体 蓮 華 抄	立 正 観 抄 送 状	立 正 観 抄	当 体 義 抄 送 状	当 体 義 抄	諸 法 実 相 抄	祈 禱 經 送 状	得 受 職 人 功 徳 法 門 抄	最 蓮 房 御 返 事 供 物 書
59	59	54	53	52	52	52	52	51	51
弘 安 三、 一、 三	弘 安 三、 八、 一	文 永 二、 二、 二 八	文 永 一 一	文 永 一 〇	文 永 一 〇	文 永 一 〇、 五、 一 七	文 永 一 〇、 正、 二 八	文 永 九、 四、 一 五	文 永 九、 四、 一 三
		同	身 延	同	同	同	同	同	一 佐 谷 渡
			日 進 本 （ ¹³ 身延山蔵） （茨城新和田 富久成寺蔵） 同		日 善・金 綱集 七（抄出）		日 像・祈 禱經 之事（抄写）		
外	外	内	内	外	内	受 ¹²	内	外	外
二 一 三 七 二 四 四	二 一 二 九 二 三 七	八 七 〇 八 七 二	八 四 四 八 五 一	七 六 八	七 五 七 七 六 八	七 二 三 七 二 九	六 八 八 六 九 〇	六 二 五 六 三 二	六 二 〇 六 二 五

まずこれら十二篇中、1・2・3・5・6・8・10・12の八篇は巻末乃至末文によって、7・9はいずれもその送状から最蓮房あてのものであることは明らかである。

次に4は3の端書の

タさりは相構、相構御入候へ。得受職人功德法門委御申候はん。⁽¹⁴⁾

と示されるを睨んでみると、4は3の口授の法門が文書に綴られたものであると考えられる。また、執筆年月日から見ても3は四月一三日で、4は同月一五日の

夜半記^ニ之^ヲ畢^ス。(15)

と、さらに

日蓮又令^レ受^ム職^セ日淨^ニ。(16)

といわれるのである。日淨は最蓮房の法号であるという伝承によれば、4は最蓮房あてである。

三に定遺三卷所収の11は所授の人を記されていないが、しかし、その抄末に

蓮にをいて十八円満等の法門天台宗の奥義也。如^シ御相伝^ニ云云。恐恐^〇。(17)

と、12の末には、

上所^レ挙^ム之法門雖^レ為^シ御存知^ニ書進^候也。十八円満等法門能々可^シ案給^ニ。並^ヒ当体蓮華相承等日蓮之已証法門等前々如^シ書進^〇。(18)

と述べられるによつて、両者は相関のものであることを知る。したがって、11の対告衆は無記であるが、最蓮房あてと考えて差し支えない。

そして、さらにいえば、誠に奇異に思われることは、以上の十二篇中、真蹟の現存・曾存というものは一篇だになく、ただ『立正観抄』・『同送状』に日進・日朝の古写本が、『祈禱經送状』に日像の抄写本が、『当体義抄』に日善の筆になる『金網集』からの抄出が見られるのみであり、他の門弟檀越に比して短期間に相当量の遺文が集中しているということも注目されよう。

加えて、ここで本来ならば、遺文の真偽問題について論じなければならぬところであるが、今、その問題を棚上げしていえば、最蓮房あて御書は、その題名を見ただけでも血脈・口決・当体蓮華・十八円満など、中古天台義が濃

最蓮房あて御書の一考察(中條)

最蓮房あて御書の一考察（中條）

厚にあらわれていることを知る。なぜ色濃くあらわれるのであろうか。一步踏み込んで考えてみるに、それは恐らく天台の学僧であった最蓮房は、当時の比叡山の教学について様々な質問を発し、それに対して宗祖は、相手の理解を得やすいような文辞を以て、回答を与えられたためであらうと解するのが最も妥当なように思われる。⁽¹⁹⁾

四 日進と日祐

身延山久遠寺に蔵され、身延三世日進の写本が現存する『立正観抄』・『同送状』にはそれぞれ奥書が記されてある。（なお『立正観抄送状』の奥書⁽²⁰⁾については論ずる必要はないと思う。）その奥書とは、

正中二年乙丑三月於洛中三条京極取蓮房之本御自筆有人書之今于時正中二年乙丑十二月廿日書写之也 身延山^{元徳二} 庚午卯

⁽²¹⁾
月中重写也（傍線筆者）

である。この文は意味の判ぜぬところがある。それは傍線の部分に問題があると思う。すなわち読み方によって三様の解釈が成り立つからである。

(a) 宗祖の御自筆の本（立正観抄）を最蓮房が所持していた。

(b) 宗祖の御自筆の本（立正観抄）を最蓮房が書写し、それを所持していた。

(c) 最蓮房自身が書いた本（立正観抄）である。⁽²²⁾（最蓮房の著述の意）

常識的には(b)の意に解するのが最も穩当のように思われる。

そして、この奥書をボケさせるものは何といっても「有人書之」の表現であろう。折角のものが曖昧になってしまふのではないかと案じられる。

とはいえ、結局のところ、宗祖滅後四十四年の正中二年・四十九年の元徳二年（一三三〇）に、日進が『立正観抄』を書写したことは間違いないところであろう。

上述のように考えれば問題はないと思うのだが、しかし、日進・日祐の關係等々を考える時、若干の疑問が生じる。その疑問とは、

(1) 日進は中山三世日祐と年令差を超えた極めて親しい間柄であったことは周知の通りである。にもかかわらず、日祐の『本尊聖教録』に『立正観抄』・『同送状』の記載がないということは誠に不思議といわざるを得ない。⁽²⁴⁾ すなわち、日祐の『一期所修善根記録』（以下『善根記』と略称）中の「身延山参詣事」によると、日祐は、

自^レ生年十七歳大聖人三十三回⁽²⁵⁾始^レ之、大略毎年令^レ参詣^ニ、但有^ニ不参年^一、将^レ又兩度参詣之年有^レ之、雖^レ然兩度参年稀有也、不参之年常有^レ之、記録紛失之間度数不^ニ分明^一、任^ニ大聖人御照覽^ニ而已⁽²⁶⁾、（以下略）

と、正和三年（一三一四）の宗祖三十三回忌を期して、身延参詣を志し、さらに『善根記』中の「精舎勸進造営並結縁事」によれば、

正中二年乙丑十月三日事始、同十一月三日棟上、中山本妙寺、翌年卯月八日殿入、同十六日供養、唱導身延山久遠寺貫首日進上人、日祐^{生年二歳}^{十九歳}為^レ先師日高上人三十三回⁽²⁷⁾、造立供養、……………（中略）……………法華寺 元徳二年庚午十一月十三日事始、同十二月廿七日宗奉、翌年三月十九日殿入、同二十日供養、唱導同^レ上、為^レ先師日常上人三十三回⁽²⁷⁾、（以下略）

と、一度は中山本妙寺の造営供養に、もう一度は法華寺の供養に、日進を招待して唱導の師と仰いでいることを知るのである。また、本妙寺の本尊たる釈迦多宝四菩薩等の尊像を奉侍して登延し、その開眼を乞うて、⁽²⁸⁾ 親しく日進と見

えていることを伺うのである。このように特別なしかも極めて友好的な関係を保持していたにもかかわらず、日祐の目録・記録・著述類に何ら記されぬということは、誠に理解に苦しむところである。それとも、日進は秘して日祐に見せなかったものであろうか。

(2)『善根記』中の「京上^(上ノ下)四ヶ度」によると、日祐は、

一ヶ度 文保元丁巳二月十九日、生年二十歳為^(上)住山、^(上)上京

一ヶ度 正中元甲子四月、生年二十七歳為^(上)聖教書写、^(上)上洛

一ヶ度 建武元甲戌七月四日、生年三十七、為^(上)法門訴訟、^(上)(以下略)

一ヶ度 暦応三年庚辰十月三日、生年四十三為^(上)法門訴訟、^(上)上洛⁽³⁰⁾(以下略)

と、四度までも京へ赴き、しかも、二度目の正中元年(一二三四)の上洛は「為^(上)聖教書写」である。とすると、『立正観抄』・『同送状』を見落すというのも何か妙な感を抱かざるを得ない。の二点が挙げられよう。⁽³¹⁾

(五) 立正観抄・同送状の検討

故浅井要麟先生の祖書学の特色は、遺文の真偽論にあるが、その一つに「祖書の思想的研究」(『日蓮聖人教学の研究』所収)がある。その中に、中古天台義から脱却しようとした宗祖の遺文中に中古天台義、しかも、日蓮滅後の中古天台義がありうる道理がないという理由によって、中古天台義に与同的な遺文を偽撰として排除しようとする試みがある。この試論は、夾雑物を除去して、純粹日蓮義を樹立するための一つの貴い作業であったと思うが、思想内

容に検討を加えることによって、真偽を判定する方法は、余りにも冒険すぎるのではないかと案じられる。⁽³²⁾

『立正観抄』を一つの例としていえば、浅井要麟先生は、止観勝法華の説は宗祖より三十一才後輩の仙波の尊海がたてたものであるから、宗祖の時代にはなかった思想であるとして、これを以て本書偽書説を主張する一根拠とされている。⁽³³⁾しかし、かかる思想は慧心流の本迹未分の観心の思想を一步進めればそうなる性質のものであるから、宗祖の時代に既に止観勝法華の説は成立していたと見て差し支えないと思われる。⁽³⁴⁾

ところで、これらを踏まえて、一つの試みであるが、『立正観抄』・『同送状』の中には幸い経論釈が縦横に引用されている。よって、今は引用経論釈に焦点をあて、本抄及び送状について検討してみようと思う。なぜなら、宗祖の教学の特色の一つは、充分に吟味された経論釈を引用して、自説の援証とする文証主義が極めて旺盛であるからである。⁽³⁵⁾

まず引用経論釈の典拠を丹念に検する。本来ならば、ここで本抄中の引用経論釈について、その出典を含め、具さに検討・対照すべきであろうが、紙巾の都合で省く。ただし、本抄・送状中に引用される経論釈の出典名のみを記すと、『法華経』（方便品）・『涅槃経』・『十住毘婆沙論』・『蘇悉地経疏』・『文句』・『玄義』・『止観』・『止観大意』・『弘決』・『学天台宗法門大意』・『守護国界章』・『顕戒論』・『法華秀句』（以上『立正観抄』）、『止観』・『弘決』・『玄義』・『釈箋』・『統高僧伝』（以上『立正観抄送状』）等の典籍が挙げられる。そして、これら引用経論釈の出典等が確認できるものは一応首肯してもいいと思うのだが、その確認のできないものがいくつもある。その主たるものを挙げ検すると、

〈立正観抄〉

最逆房あて御書の一考察（中條）

最蓮房あて御書の一考察(中條)

(a) 慈覚大師ツキ釈シツ云、三観サンカン者ノ為シテ令シ得ル法ホウ体テイ、修観シュカン也云云。(36)

現存する円仁著作中からは発見できない。遺文注釈家の詮索によると、恐らく檀那流の『一心三観記』という台家秘本切紙中からの引用であろうという。(37) 現に、時代は下るが切紙を成文化した覚運の『一心三観記』と称されるものの中に極めて類似しているのではないかと思われる個所がある。(38)

(b) 灌頂クワンテイ玄旨ゲンシ血脈ケツマク天台大師テノ自筆ジヒツ血脈ケツマク一紙イツシ有リ之云。(39)

『録内拾遺』は、「現本無レ之台家秘本中有レ之題云天台灌頂玄旨……(中略)……灌頂玄旨……台宗秘書切紙中載レ之(以下略)」というのであるが、この書は切紙が成文化された『天台灌頂玄旨』と題する写本を指すものと思われる。(41)

(c) 天台御入滅之後、石塔中有レ之。伝教大師御入唐時八舌以レ繪開レ之、自道遷和尚伝受給血脈者是也。(42)

日目の写本が現存する『一代聖教大意』に類文が、また、(b)にいう『天台灌頂玄旨』に類似する個所が、さらに古天台の口伝法門中の『二帖抄見聞』(巻上)に同趣の文がある。(46)

(d) 此書(灌頂玄旨血脈)云、一言妙旨一教玄義文。(47)

全同の文が、最蓮房あて御書の一つで、定遺三卷所収の『十八円満抄』に、また、(b)にいう『天台灌頂玄旨』にある。(49)

(e) 伝教大師血脈云、夫一言妙法者開二兩眼、見五塵境、時者応三隨縁真如。閉二兩眼、住三無念、時者當三不變真如。故聞此一言、万法效達。一代修多羅含三一言文。(50) (傍点筆者)

井上恵宏氏の『日蓮聖人御遺文講義』(一一卷)の解説によると、最澄が智願の『灌頂玄旨』を注したものを『注

血脈』と称し、今の血脈とはこれをいい、この書は台宗の秘書にして、切紙の中にこれを載すというが、現在この血脈は不明である。また、この文と極めて類似するものが(b)にいう『天台灌頂玄旨』に、

開_二兩眼_一、見_二五塵境_一、時者_二心_一隨緣真如_一、閉_二五根_一、住_二三無念_一、時者_二當_三不變真如_一、故開_二此_一、言_二、万方_一技達_一、一代、修多羅

含_二三言_一、(傍点筆者)

とある。

(f) 夫_レ尋_二天台_一觀法_一、者_二於_三大蘇道場_一、三昧_一開発_一、已_レ來、開_レ目_二思_三妙法_一、隨緣_二真如_一也。閉_レ目_二思_三妙法_一、不變_二真如_一也。此_二兩種_一、真如_一只_二一言_一、妙法_一有_レ。我_レ唱_二妙法_一、時_二方法_一技達_一、一代、修多羅_二含_三三言_一、(53)

(e) の文と同意である。しかし、ここで注意しなければならぬことは、宗祖は偽撰書、例えば『成仏法華肝心口伝身造抄』・『説誦法華用心抄』・『万法一如抄』・『御講聞書』・『御義口伝』等では、真如隨緣論による本門釈を散説するが、真撰書では全く説かれない。のみならず、真撰書には真如隨緣論は全く存在しない。最澄を根本大師と仰ぎ、多大の法門を吸収された宗祖が、最澄があれ程尊重した真如隨緣論を全く活用されなかつたということは、誠に不思議なことである。思うに、それは恐らく、真如隨緣論を別教所詮と考へ、天台法華宗の元來の教学ではないと判断された結果ではなからうか。(60) とすると、本抄中に真如隨緣論があるということは、如何様に解釈すべきであろうか。(e) のところに見られる真如隨緣論は、いわば最澄の口を借りての真如隨緣論であるから、首肯しても差し支えないとは思ふが、(f) の場合は、明らかに宗祖の考へとしての言明であるから首肯しかねるところである。

△立正觀抄送状▽

(a) 靈心伝第四云、受_二法華_一行_一、二七日境界文。(61)

最蓮房あて御書の一考察(中條)

最蓮房あて御書の一考察(中條)

『靈応伝』はフルネームを『天台靈応凶本伝集』(全一〇卷)と称し、一・二卷のみが存し、三〜一〇までの八卷は欠本となっている。よって『靈応伝』からの検討は無理となるが、『統高僧伝』の南岳の項に、

顛即詔受法華行法。三七境界雜卒載叙。

と、『弘決』に、

即示普賢道場二行法華三昧。經三七日二行道誦經。

とが典拠であることは明らかであろう。

(b) 靈応伝第四云、智顛代師講金字經。至一心具足万行处顛有疑。思為釈曰、汝所疑此乃大品次第意耳。未是法華円頓旨也文。

『注法華經』の文と全同である。いうまでもなくその出典は『統高僧伝』であることは明白である。ところが『注法華經』では「靈応伝第四云」ではなく、「統高僧伝十七云」と記されている。周知のように『靈応伝』の一卷には孫興公『遊天台山賦』・灌頂撰『天台山国清寺智者大師別伝』が、二卷には顔真卿『智者大師伝』・道澄『智者大師述讚』・某『天台大師略伝』・曇鸞并胡『智者大師影堂記』が収められている。とすると、現在欠本となっているこの第四卷には、恐らく『統高僧伝』のものが収録されていることが想像される。よって、宗祖の時代の頃はまだ『靈応伝』は散逸せずに完存していたものであろうか。少なくとも四卷だけは存していたと見て差し支えなからうか。

(c) 止観者説已心中所行法門云故。明知。法華迹門不レ及云事。何況本門乎。若得此意者檀那流義尤吉也。以此等趣止観勝法華申邪義可レ有問答候歟。(傍点筆者)

上述の検し方といささか趣を異にするが、日進の写本と定遣(正確にいえば、大夫日尊の弟子の日朝の写本)とに

差異がある。それは「若……趣」までの傍点の十六字が日進の写本では欠落していることである。特に「檀那流、義尤吉也」の七字が問題となる。いうまでもなくこの文の意は、中古天台の慧心・檀那の二流に対して選択を加えて、檀那流を継承するという意味ではなく、檀那流を支持するとの表明である。ところが問題となる七字乃至十六字がなくてもストリーとしては十分に、檀那流支持の意向を汲み取ることができるともかかわらず、いわば念押し的な七字が何故必要となったのであろうか。日進の単なる書き忘れか。日進の写本の原本となった「有人本」にはあったのか、なかったのか。貞治三年（一二三六四）の筆になる富士系の日朝の写本にはこの十六字があったようであるから、やはり日進の書き忘れであろうか。それとも穿った見方をすれば、正中二年乃至元徳二年から貞治三年の三十有余年の間に、檀那流支持の色彩を色濃く出さんがために、この十六字が書き加えられたものであろうか。一応疑問として指摘して置く。

（六） おわりに

宗祖の弘教の基本姿勢は折伏にあることはいうまでもない。したがって、その教学の一つの特色は、充分に吟味された経論釈を引用して、自説の援証とする文証主義が極めて旺盛である。

この点を踏まえて、日進の写本が現存する『立正観抄』・『同送状』についての一側面からの考察の範囲内において、べくくりとして、その要点を述べれば、

(1) 日進と日祐との極めて親密な関係を考える時、日祐の目録・記録・著作類中に『立正観抄』・『同送状』のことが片鱗だにないということは、率直に言って、理解に苦しむところである。

最蓮房あて御書の一考察(中條)

(2) 引用経論釈の出典等において、その確認ができるものは首肯してもいいとは思いますが、それが明確でないものについては、正直に言って、疑問を持たざるを得ない。より具体的にいえば、いわば口伝紙相承的なものからの引用のあるところ、及び真如随縁論が活用されている箇所等は、宗祖の立場からすれば、相容れ難いものではなからうか。もしこれらの箇所について真筆ありとすれば、宗祖はどのように書しておられるのであろうか。の二点が大雑把にあって、挙げられると思うのである。

以上、自己の現在の所信の一端を記したのであるが、識者のご叱正を乞う次第である。

(1) 『得受職人功德法門抄』(定遺六二九)

(2) 『日蓮宗年表』(一四)

(3) 山梨県南巨摩郡身延町下山本国寺境内の墓碑にある。ただし、この墓碑は「亨和第四(一一八〇四)甲子正月十八日 当山廿四世心妙院日順造立之」とある。なお同寺の寺誌・文書等については、影山堯雄氏「最蓮房について」(一一八～一二一『大崎学報』九八)に詳しい。

(4) 定遺八七〇

(5) 注(2)参照

(6) 定遺八五一の脚注

(7) 影山氏前掲著(一六～二五)

(8) 二八～二九・三七九・四七二

(9) 八〇～一の注(25)

(10) 五九～六五

(11) 最蓮房伝の参考文献は、『本化別頭仏祖統記』、『健抄』、『考文』、『啓蒙』、『高祖年譜・巧異』、『溝田在庵氏「最蓮上人」(『樓神』七)、岡教遂氏「最蓮房上人伝について」(『大崎学報』五五・五六)等である。

- (12) 『他受用御書』の略称である。
- (13) 身延の行学・日朝ではない。なお定遺八四四・八七〇の脚注を参照されたい。
- (14) 定遺六一〇
- (15) ♪ 六三二
- (16) ♪ 六二九
- (17) ♪ 二二三七
- (18) ♪ 二二四四
- (19) 最蓮房あて御書についての研究論文は、前掲の影山・宮崎両先生の著述及び注(11)の他、小林是恭氏「最蓮房賜書管見」(『大崎学報』九三)、勝呂信静氏「日蓮思想の根本問題」等がある。
- (20) 定遺八七二の脚注を参照されたい。
- (21) ♪ 八五一の脚注参照。なおこの項は、前掲の小林氏の著述に負うところ大である。
- (22) しかし、この場合日進がはたして最蓮房に「御」の字を付けたか否か疑問である。
- (23) 『日蓮宗年表』(諸大本山歴世表)によると、日進は貞和二年(一三四六)十二月八日化七十六才、日祐は応安七年(一三七四)五月十九日化七十七才とある。したがって、日進が二十七才年長となる。
- (24) 当然のごとく『常師目録』にはその記載はない。ちなみに、目録類での初見は『身延朝師本御書目録』(定遺二七七二)からである。
- (25) 日進は正和二年(一三一三)に身延入山、翌三年は宗祖三十三回忌に相当する。
- (26) 宗全一卷(四四九)
- (27) ♪ (四四五)
- (28) ♪ (四四五～六)
- (29) 山川智応氏「立正観抄に対する疑議に就いて」(三一～二『樓神』二四)を参照されたい。
- (30) 宗全一卷(四四七～八)
- (31) いささか論拠薄弱であると思われるが、身延山久遠寺編『身延山史』(四〇)に次のような記述がある。すなわち、「『身延先師代々の事』(日宥筆)に憑るに、大聖入御在世中は十間四面の御房なりしも、進師の代に至りて本堂已下諸堂大旨伽藍最蓮房あて御書の一考察(中條)

最蓮房あて御書の一考察(中條)

整備するといふ。故に久遠寺の外観面目進上の時に一新發展せるを知る。」との説にしたがえば、常識的に見て、恐らく日進は身延山に釘付けのような状況ではなかったかと察せられる。

- (32) 浅井円道氏「宗祖と慈覚・智証―要麟先生への疑義―」(一九三『大崎学報』一二二) 参照
- (33) 浅井要麟氏『日蓮聖人教学の研究』(一九九〇二〇一)を参照されたい。
- (34) 石田瑞麿氏は、四重興廃は少くなくとも鎌倉初期、十二世紀の終わりには成立していた公算が大であるという。「口伝法門における四重興廃」(二九八〜三〇一『印度学仏教学研究』三〇〇)を参照されたい。
- (35) 浅井円道氏「本理大綱集」(五五一『日本思想大系九・天台本覚論』)を参照されたい。
- (36) 定遺八四七
- (37) 『録内拾遺』(日全四二五)
- (38) 『信仰叢書』(二二一)に「慈覚三観者、為_レ令_レ持_レ行者心、伝教三観者、為_レ令_レ得_レ法体、修観与_レ法体互不_レ可_レ違、(以下略)」とある。
- (39) 定遺八四九
- (40) 日全四二六〜七
- (41) 本写本は大石寺所蔵版といわれ、巻末の奥書によると、永正一三年(一五一六)に沙門優寛が書写した旨を記しているが、この年の干支は「丙子」でなければならぬのに、写本では「乙辰」とあって、書写年代については信憑性を疑わざるを得ない。
- (42) 定遺八四九
- (43) ♪ 七二
- (44) 五左〜六左
- (45) 天全一八四〜五
- (46) 『御書註』(日全五五九)によると、『山門建立秘決』に類文があるという。
- (47) 定遺八四九
- (48) ♪ 二一四四
- (49) 一右
- (50) 定遺八四九

- (51) 二四〇
- (52) 二右〜二左、『信仰叢書』(二八)
- (53) 定遺八五〇〜一
- (54) ♪ 二二〇六
- (55) ♪ 二二七九
- (56) ♪ 二二八七〜八・二一九〇
- (57) ♪ 二五八〇・二五八一
- (58) ♪ 二六〇五・二六三一・二六六八・二六九一・二六九八・二七〇〇
- (59) 最澄は真如隨緣論を駆使して法相教学に対抗し、天台教学の正当性を論証した。なお真如觀尊重の氣風は、論争書ばかりではなく、例えば『註無量義經』などの論争書外のものにも認められる。
- (60) 浅井円道氏『上古日本天台本門思想史』(一七二〜九)を参照されたい。
- (61) 定遺八七一
- (62) 「日本後紀」(一一四『六国史』卷六)によると、最澄は嵯峨帝に本書一〇卷を奏上したという。
- (63) 大正藏經五〇卷五六三中
- (64) ♪ 四六卷一四七下
- (65) 定遺八七一
- (66) 山中喜八編著『定本注法華經』(上卷六〇)
- (67) 大正藏經五〇卷五六三中
- (68) 『金網集』(宗全一四卷四三二〜二)に同文がある。
- (69) 定遺八七一〜二

なお『昭和定本日蓮聖人遺文』は定遺、『日蓮宗宗学全書』は宗全、『日蓮宗全書』は日全、『天台宗全書』は天全、『大正新脩大藏經』は大正藏經、とそれぞれ略称した。

最蓮房あて御書の一考察(中條)